



## 他の事業を合わせて展開し、更なる 地域活性化・魅力向上を目指す!

### ○グローバルMICE強化都市にも選定

国際会議開催補助金制度を実施しており、誘致の実績を伸ばしています。更に昨年、千葉県とともにグローバルMICE強化都市に選ばれ、MICE誘致におけるアドバイザーゴ派遣等が受けられることになりました。

### ○市内企業立地促進事業補助制度の拡充

企業立地を促進するため、補助制度を充実させてきましたが、今年度は補助対象業種にドローン関連産業・MICE関連産業を対象業種に追加するほか、補助要件の緩和や補助内容の拡充を行うこととしました。

### ○「海辺のグランドデザイン」の策定

日本一の長さ（4.3キロ）の人工海浜を生かすため「海辺のグランドデザイン」が策定されました。グランドデザインでは、既存施設の活性化や民間企業との協働が掲げられており、今後、観光資源・市民の憩いの場としての魅力が向上することが期待されます。

## 実施に当たって議員としてどの ようなことに注目し評価するか?

議会として、このような新たな挑戦は、地方都市を活性化させる起爆剤として、期待するものの、市民生活を守る立場として、事業が円滑に進み、成果が出るよう検証していかなければなりません。

●人口減少社会における地方自治体の生き残りをかけ、都市ブランドの確立と価値向上につながる先進的な取り組みは重要。実績をあげ、事業が継続し、定着するよう努めること。

●既存の住民・団体・企業に対し、ドローンの安全性やプライバシー保護の確保等、十分な理解を得られるよう努め、新しい街づくりを共に行い、地域全体で効果を受益できるよう工夫すること。

●幕張新都心の魅力・認知度向上による経済効果を千葉駅周辺・蘇我副都心をはじめとした市域全域に波及するよう取り組むこと。

●市民生活に直結する福祉・子育て・教育等の予算の確保を最優先とし、投資的な部分については、事業内容を精査し、費用対効果を考え、適切な予算投入をすること。など長期的な視点を持ち、評価していきたいと考えます。



### 既存マンションを活用した民泊について

#### ○対象

国家戦略特区による民泊の推進の対象は、大阪府・兵庫県・京都府などの関西圏、東京都・千葉県成田市と千葉市の関東圏

#### ○民泊とは…

一般住宅に有料で旅行客を泊めることで、厚生労働省では民泊と旅館業法との関係について個人が自宅や空き家の一部を利用して行う場合であっても、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」に当たる場合には、旅館業法上の許可が必要としています。現行法においては、イベント開催時のいわゆるイベント民泊、農林漁業体験をする農家民泊、国家戦略特区における旅館業法の特例が、合法的に実施可能な民泊と位置づけられており、これ以外は旅館業法上の簡易宿所営業として、行政の許可が必要。

#### ○問題点

東京や京都、大阪などでは、宿泊施設の不足が深刻となりつつあり、インターネット上で民泊をあっせんする予約サービスのサイトが開設・運営されたことを機に、違法の民泊の横行による近隣とのトラブルが発生している。分譲マンションでは治安悪化や資産価値低下を懸念し、民泊・シェアハウスの禁止を明文化にするため規約を改正している管理組合も出ている。新規の分譲マンションでは予め民泊禁止とした管理規約を盛り込んだ物件も出てきている。（美浜区の分譲マンションにおいても規約改定の動きが出ている。）

#### ○法律の改定や各自治体の動向

国では旅館業法の一部改正を行い、簡易宿所としての要件を一部緩和。本市でも県が6月の議会に提案したことによれば、6月に条例改正の議案が提案され、可決した。

他政令市の状況は、20市中14市が改正予定。改正を予定していない6市については、条例に面積要件が規定されていないなど、改正の必要がない市である。

厚生労働省と観光庁の有識者会議は市町村条例などで民泊営業を禁止できることを報告書に明記する方向。

●今後、旅館業法の改正については、今後、宿泊拒否制限規定の見直し、無許可営業者に対する報告徴収・立入権限の整備および罰則の見直し、賃貸借契約、管理規約に違反していないことの担保措置を改正事項として提示する。

●規制改革会議は許可制から登録制または届出制に、住居専用地域での営業を可能とすることを盛り込むが、地域の事情に応じた規制も可能であることも明確化すること。

●台東区は、3月にフロント設置と営業中の従業員常駐を義務化する条例の改正を行い、規制をかけた。

●京都府では、旅館業法の許可を得ている簡易宿所を対象に優良な施設の認証制度を導入することを検討をしている。



### 国家戦略特区(民泊について)

#### 一般質問を行いました。

【質問】 国家戦略特区において、既存マンションを活用した民泊を提案した理由について

【回答】 幕張新都心の平成26年度のホテル稼働率は86%と大変高く、外国人宿泊数は、26年から27年にかけて約1.9倍と、他都市と比較して大きく伸びている。

東京オリンピック・パラリンピックの開催時には、幕張新都心では、約1,000室の宿泊施設の不足が見込まれている。国際会議等の開催が多く、住民の海外からのホームステイ受け入れ経験等も多いなど、国際性に富んだ地域であることも踏まえ、宿泊施設の不足を補い、市内での宿泊を最大化することにより、東京オリンピック・パラリンピックの経済波及効果を最大限に高め、将来にわたって魅力ある国際都市とするため、国家戦略特別区域法に基づく民泊の実施について提案した。

【質問】 既に国家戦略特区の特定事業として民泊を実施している他自治体の条例の設置状況とその内容について

【回答】 大田区と大阪府が、条例を制定の上、国家戦略特区の特定事業として民泊を実施。条例の内容は、大田区、大阪府ともに、施設を使用させる期間を7日としているほか、事業者の事務所及び施設への立入調査権限について規定。

大田区では、近隣住民への事前の事業計画の周知について規定。

実施地域については大田区では、ホテル・旅館を建てられる地域に限定しており、大阪府では、地域を限定している自治体と、工業専用地域以外の全域で実施可能としている自治体がある。

【質問】 他自治体の条例の内容に対する見解は?

【回答】 立入調査権限に関する規定など、民泊の円滑な実施を図るために留意事項に係る国通知を受け、近隣住民の不安を除去する観点に配慮したものと認識。



### 【質問】 民泊に対する新たな規制改革について、どう考えるか

【回答】 6月2日に閣議決定された規制改革実施計画における民泊は、家主居住型においては家主の届出制、家主不在型においては管理者の登録制とされており、また利用者名簿の作成・保存、近隣住民とのトラブル防止や苦情への対応、集合住宅の場合における管理規約違反の不存在の確認などの義務付けのほか、年間提供日数の制限などを法制化することとされており、規制とニーズのバランスを図ろうとしているものと認識。

国の法制化等の動向を注視しつつ、適切に対応する。

【質問】 特区の提案では、民泊の範囲を幕張新都心地区と想定しているが、宿泊施設の不足数を補うには、実現可能な量の範囲を超えていると考える。どのように考えているか

【回答】 滞在日数の短縮について提案されている「国家戦略特別区域法に基づく民泊」や、今後、法制化される見込みである「新たな規制改革に基づく民泊」の動向及び民泊の需要と供給体制の予測などを踏まえて、幕張新都心以外での実施地域について、検討する。

【質問】 本市において、民泊をどのように進めていくと考えているのか

【回答】 旅館業法、国家戦略特別区域法及び新たな規制改革に基づく民泊について、メリット等を整理検討し「宿泊施設不足への対応」と「近隣住民の安全・安心の確保」双方のバランスのとれた、適切なルールづくりについて、検討を進める。

## プロフィール

● 1976年生まれ 40歳

● 0歳時に福島第一原発事故に遭遇。福島第一原発事故の影響を受け、小学校3年生まで千葉市で過ごす。

● 父の仕事の関係で名古屋・東京へ。

● 1994年 都立竹早高等学校 卒業

● 1996年 東京女子大学文理学部 中退

● 結婚・出産を経て、再び千葉市へ。

● 子育てしながら、財団法人等で非常勤職員として勤務。

● 学校PTA活動やボランティア活動を通じて、子育ての課題

● 地域連携の重要性を感じる。公募で民主党市議会議員候補となり、2011年に初当選。

● 民主党千葉県連 青年委員会・男女参画共同委員会

全国若手市議会議員の会 所属

